

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

—

訓令

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

—

規則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第七号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第十三号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、ロを削り、ハをロとし、ニからハまでをハからホまでとし、同号ト中「第二項」を削り、同号中トをへとし、チからラまでをトからナまでとする。

第六条第一項第二十三号を次のように改める。

二十三 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第二十一条の四第一項の規定による養育医療の費用の自己負担額の徴収

第六条第一項第四十四号イ中「及び介護人の登録」を削る。

第七条中「第三条第七項」を「第三条第五項」に改める。

第十条第一項第十五号中モをセとし、ノからヒまでをオからモまでとし、オの次に次のように加える。

ノ 第八十七条の二十項及び第八十七条の三第六項において準用する第五条第六項の規定により行政庁等がする承認の申請

第十条第四項第五号中「養ほう振興法施行条例」を「養蜂振興法施行条例」に改める。

第十一条第一号中モを削り、セをモとし、スをセとする。

第十三条中「、工事に關し」を削る。

第十四条第十二号中「養ほう振興法施行条例」を「養蜂振興法施行条例」に改める。

第十八条第一項第二十号中「実地検査」の下に「(市町村から建設の委託を受けた災害公営住宅に係るものを除く。)」を加え、同項第二十八号に次のように加える。

タ 第二十六条第一項の規定による緊急調査の実施

レ 第二十六条第二項の規定による緊急調査の終了

ソ 第二十八条第一項の規定による立入り等

ツ 第二十九条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知等

ネ 第二十九条第二項の規定による緊急調査に係る情報の提供

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定(「第十一号」を「第十二号」に改める部分に限る。)並びに第七条、第十条第四項第五号、第十一条第一号、第十三条及び第十四条第十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

訓令

甲

○宮城県訓令甲第七号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一各課長の専決事項の項第十二号に次のように加える。

ホ 県統計調査に係る調査票情報の提供(第十条)

別表第一市町村課長の専決事項の項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

別表第一環境生活部長の環境政策課に係る専決事項の項第三号に次のように加える。

八 宮城県グリーン製品の認定に係る基準の設定等(第十四条)
二 認定製品の認定の取消し(第十五条)

別表第一環境生活部長の環境政策課に係る専決事項の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)の施行に關する次のこと。

イ 体験の機会の場の認定並びに当該認定に係る協議(第二十条)

ロ 体験の機会の場の認定の取消し(第二十条の六)

ハ 環境保全に係る協定の締結等(第二十一条の四)

別表第一環境政策課長の専決事項の項第三号を次のように改める。

三 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行に關する次のこと。

イ 認定民間団体等に対する報告の徴収及び助言等(第二十条の四)

ロ 主務大臣に対する要請(第二十一条の五)

別表第一環境政策課長の専決事項の項に次の一号を加える。

四 グリーン購入促進条例の施行に關する次のこと。

イ 調達実績の概要の公表(第十二条)

ロ 宮城県グリーン製品の認定(第十四条)

ハ 認定製品の調査(第十七条)

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十二号中ホをへとし、二をホとし、八を二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 公害の防止に關する協定の締結並びに当該協定の締結に係る協議及び意見聴取(第十一条)

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十三号ハ及び二中「及び」の下に「意見を述べる機会の付与並びに」を加え、同号に次のように加える。

へ 市町村の条例の規定による許可等を要する行為の指定(ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則(平成十六年宮城県規則第百四十六号)第五条)

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十四号中ハを二とし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 配慮書についての意見具申(第三条の七、第三条の十)

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十六 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第七十二条の規定による特定評価書についての意見具申

別表第一環境対策課長の専決事項の項第十号ロ中「同計画」を「同計画等」に改め、同項第十一号ロ中「第十七条」を「第七条の二、第十七条」に改め、同号二中「第七条、第八条」を「第十条、第十二条」に改め、同項第十二号ハ中「第十六条」を「第七条の二、第十六条」に改め、同項に次の一号を加える。

十三 環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成二十三年環境省令第三十五号)第四条の規定による意見の提出期間の決定

別表第一環境生活部長の資源循環推進課に係る専決事項の項及び資源循環推進課長の専決事項の項を次のように改める。

循環型社会推進課

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の施行に關する次のこと(ワ、カ、ソ及びツに掲げるものについては、循環型社会推進課長及び保健所長の専決に係るものを除く。)

イ 一般廃棄物処理施設の設置の許可(第八条)

ロ 一般廃棄物処理施設の変更の許可(第九条)

ハ 一般廃棄物処理施設の改善命令及び使用停止命令(第九条の二)

ニ 一般廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(第九条の二)

ホ 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定及びその取消し(第九条の二の四)

へ 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の使用停止命令(第九条の三)

ト 一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可(第九条の五)

チ 一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併及び分割に係る認可(第九条の六)

リ 事業者等に対する勧告に従わない旨の公表及び措置命令(第十二条の六)

又 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の停止命令(第十四条の三)

ル 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物

循環型社会推進課長

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に關する次のこと(ホからリまで、ル、カ、ヨ及びネに掲げるものについては、保健所長の専決に係るものを除く。)

イ 一般廃棄物処理施設の検査(第八条の二、第九条)

ロ 一般廃棄物処理施設の定期検査(第八条の二)

ハ 一般廃棄物処理施設の廃止の確認(第九条、第九条の三)

ニ 許可を取り消された一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認(第九条の二)

ホ 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可(第十四条)

へ 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可(第十四条の二)

ト 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可(第十四条の四)

チ 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可(第十四条の五)

リ 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第二号、第四号、第六号、第七号、第八号の二及び第九号から第十一号までに掲げるものに限る。

処分業の許可の取消し（第十四条の三の二）

ヲ 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の停止命令及び許可の取消し（第十四条の六）

ワ 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び検査（第十五条、第十五条の二）

カ 産業廃棄物処理施設の変更の許可及び検査（第十五条、第十五条の二、第十五条の二の六）

ク 産業廃棄物処理施設の改善命令及び使用停止命令（第十五条の二の七）

タ 産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（第十五条の三）

チ 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定及びその取消し（第十五条の三の三）

リ 産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可（第九条の五、第十五条の四）

ロ 産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併及び分割に係る認可（第九条の六、第十五条の四）

ハ 廃棄物処理センターに対する監督命令（第十五条の十四）

ニ 指定区域の指定及び解除並びにその公示（第十五条の十七）

ホ 土地の形質の変更の計画変更命令（第十五条の十九）

ヘ 処分者等への措置命令（第十九条の五）

ト 排出事業者等への措置命令（第十九条の六）

ニ 土地の形質の変更に関する措置命令（第十九条の十）

ノ 特定処理施設の設置者に対する事故時の措置命令（第二十一条の二）

二 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十七年宮城県条例第五十一号）
第二十条の規定による勧告に従わない旨の公表
三 浄化槽法 昭和五十八年法律第四十三号）
第五十七条第一項の規定による指定検査機

ル、カ及びヨにおいて同じ。）の設置の許可及び検査（第十五条、第十五条の二）

又 産業廃棄物処理施設の定期検査（第十五条の二の二）

ル 産業廃棄物処理施設の変更の許可及び検査（第十五条、第十五条の二、第十五条の二の六）

ヲ 産業廃棄物処理施設の廃止の確認（第九条、第十五条の二の六）

ク 許可を取り消された産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認（第十五条の三の二）

カ 産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可（第九条の五、第十五条の四）

ク 産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併及び分割に係る認可（第九条の六、第十五条の四）

タ 廃棄物処理センターに対する報告の徴収及び立入検査（第十五条の十三）

レ 報告の徴収（情報処理センターに係るものに限り。）（第十八条）

ソ 廃棄物再生事業者の登録（第二十条の二）

ツ 許可等に関する意見聴取（第二十三条の三）

ネ 関係行政機関への照会又は協力の要請（第二十三条の五）

ナ 再生利用産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者の指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第九条、第十条の三）

二 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例の施行に関する次（保健所長の専決に係るものを除く。）

イ 生活環境保全協定の締結要請（第十五条）

ロ 勧告（説明会の開催等及び生活環境保全協定の締結等に係るものに限り。）（第十九条）

三 浄化槽法第五十三条の規定による指定検査機関に対する報告の徴収及び立入検査
四 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の施行に関する次のこと。
イ 浄化槽保守点検業者の登録及びその変更

関の指定
四 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年宮城県条例第十九号）の施行に関する次のこと。

イ 浄化槽保守点検業者の登録及びその変更登録の拒否（第五条、第六条）

ロ 浄化槽保守点検業者の登録の取消し及び停止命令（第十二条）

五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百二号）第九条の規定による都道府県分別収集促進計画の制定及びその変更並びにその公表及び環境大臣への提出

六 ダイオキシソリン類対策特別措置法の施行に関する次のこと（ダイオキシソリン類対策特別措置法施行令別表第一第五号並びに別表第二第十五号及び第十六号に掲げる施設に係るものに限り。）

イ 計画変更命令等（第十五条）

ロ 改善命令等（第十六条）

ハ 改善命令及び一時使用停止命令等（第二十一条）

二 事故時の措置命令（第二十三条）

ホ 調査結果の公表（第二十八条）

ハ 関係行政機関の長等に対する協力要請等（第三十六条）

七 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四号）の施行に関する次のこと。

イ 実施に関する指針の制定及びその変更並びにその公表（第四条）

ロ 分別解体等に関する措置命令（第十五条）

ハ 利用の協力要請（第四十一条）

ハ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第九条の規定による公表
九 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する次のこと。
イ 解体業の許可の取消し及び事業の停止命令（第六十六条）

の登録（第二条、第六条）

ロ 浄化槽保守点検業者の登録の抹消（第九条）

ハ 報告の徴収及び立入検査（第十四条）

五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第八条の規定による市町村分別収集計画の受理及び分別収集の実施に関する助言その他必要な援助

六 ダイオキシソリン類対策特別措置法第十七条の規定による実施制限期間の短縮の承認（ダイオキシソリン類対策特別措置法施行令別表第一第五号並びに別表第二第十五号及び第十六号に掲げる施設に係るものに限り。）

七 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する次のこと（イからラまで及びタに掲げるものについては、保健所長の専決に係るものを除く。）

イ 引取業者の登録及び通知（第四十二条、第四十四条）

ロ 引取業者の登録の拒否及び通知（第四十五条）

ハ 引取業者の登録事項の変更の届出の受理、変更の登録及び通知（第四十六条）

二 引取業者の廃業等の届出の受理（第四十八条）

ホ 引取業者の登録の抹消（第四十九条）

ハ 引取業者の登録の取消し及び事業の停止命令並びに通知（第五十一条）

ト フロン類回収業者の登録及び通知（第五十三条、第五十五条）

チ フロン類回収業者の登録の拒否及び通知（第五十六条）

リ フロン類回収業者の登録事項の変更の届出の受理、変更の登録及び通知（第五十七条）

又 フロン類回収業者の登録の取消し及び事業の停止命令並びに通知（第五十八条）

ル フロン類回収業者の廃業等の届出の受理（第四十八条、第五十九条）

ヲ フロン類回収業者の登録の抹消（第四十九条、第五十九条）

口 破砕業の許可の取消し及び事業の停止
命令(第六十六条、第七十二条)

ワ 情報管理センターからの報告の受理(第八十八条)
カ 警察本部長への意見聴取(第二百二十五条)
ク 警察本部長からの意見の受理(第二百二十六条)
ク 関係行政機関への照会等(第二百二十七条)
レ 情報管理センターからの報告の徴収(第二百三十条)

別表第一環境生活部長の廃棄物対策課に係る専決事項の項及び廃棄物対策課長の専決事項の項を削り、同表保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 被災地域看護学生修学資金貸付条例(平成二十五年宮城県条例第二十三号)の施行に関する次のこと。

イ 償還の免除(第四条)

ロ 貸付けの停止及び休止並びに償還の猶予(第五条)

別表第一医療整備課長の専決事項の項第九号を次のように改める。

九 被災地域看護学生修学資金貸付条例第五条の規定による貸付けの決定

別表第一保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項第四号中「児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十七号)」に改め、同号イ中「第三十八条」を「第三十九条」に改め、同号ロ中「第四十三条」を「第四十五条」に改め、同項第五号及び同表子育て支援課長の専決事項の項第八号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項第一号中「第四号及び第五号」を「第四号」に改め、同項第六号及び第七号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表障害福祉課長の専決事項の項第一号中「第四号及び第五号」を「第五号」に改め、同項第六号及び第七号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表業務課長の専決事項の項第三号中イを削り、同号ロ中「薬局の管理者」及び「第七条」を削り、同号ロ中イをイとし、八からネまでをロからツまでとし、同表農林水産部長の農林水産経営支援課に係る専決事項の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表農林水産経営支援課長の専決事項の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同表農林水産部長の水産業振興課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十一 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の施行に関する次のこと。

イ 改善計画の認定の取消し(第四条、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(昭和五十一年政令第三百三十二号)第二条)

ロ 再建計画の認定の取消し(第五条、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令第五条)

別表第一水産業振興課長の専決事項の項に次の一号を加える。

十一 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の施行に関する次のこと。

イ 改善計画の認定及びその変更の認定(第四条、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令第三条)

ロ 再建計画の認定及びその変更の認定(第五条、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令第五条)

別表第一農林水産部長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項第一号中「(八)」を「(二)」に改め、同号中水へとし、二をホとし、八をニとし、ロの次に次のように加える。

八 基準適合に係る認定、勧告及び認定の取消し(第三十七条の二)

別表第一土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第八号中「(平成二十三年法律第二百二十二号)」を削り、同表住宅課長の専決事項の項第一号ロ中「指導監督」の下に「(復興住宅整備室長の専決に係るものを除く。)」を加え、同表復興住宅整備室長の専決事項の項第一号を次のように改める。

一 公営住宅法の施行に関する次のこと。

イ 市町村公営住宅に関する技術的援助(災害公営住宅の建設等)に係るものに限る。(第四条)ロ 市町村公営住宅の整備等に係る指導監督(市町村から委託を受けた災害公営住宅に係るものに限る。)(第四十九条)

別表第一仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長の専決事項の項第八号及び同表栗原保健所長及び登米保健所長の専決事項の項第五号を削り、同表リハビリテーション支援センター所長の専決事項の項第三号及び同表精神保健福祉センター所長の専決事項の項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表地方振興事務所の専決事項の項第二十八号中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同号イ中「養ほう業者」を「蜜蜂の飼育を行う者」に改め、同号ロ中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同項第二十九号中「養ほう振興法施行条例」を「養蜂振興法施行条例」に、「第九条」を「第八条」に改め、同表家畜保健衛生所長の専決事項の項第四号中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同号イ中「養ほう業者」を「蜜蜂の飼育を行う者」に改め、同号ロ中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、

同項第五号中、「養ほう振興法施行条例第九条」を、「養蜂振興法施行条例第八条」に改める。
 別表第四畜産振興部長の専決事項の項第四号中、「養ほう振興法」を、「養蜂振興法」に改め、同号イ中「養ほう業者」を、「蜜蜂の飼育を行う者」に改め、同号ロ中「みつばち」を、「蜜蜂」に改め、同号に次のように加える。

八 報告の徴収及び立入検査（第九条）

別表第四畜産振興部長の専決事項の項第五号を次のように改める。

五 養蜂振興法施行条例第八条の規定による転飼の届出の受理（地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。）

別表第四農業農村整備部長の専決事項の項第一号中「ノからケまで、エからキまで及びメからモまで」を「ノからフまで、テからユまで及びミからセまで」に改め、同号中モをセとし、ノからヒまでをオからモまでとし、オの次に次のように加える。

ノ 行政庁等がする承認の申請（第八十七条の二、第八十七条の三）

別表第四栗原地域事務所に置かれる畜産振興部長の専決事項の項第四号中「養ほう振興法」を、「養蜂振興法」に改め、同号イ中「養ほう業者」を、「蜜蜂の飼育を行う者」に改め、同号ロ中「みつばち」を、「蜜蜂」に改め、同号に次のように加える。

ハ 報告の徴収及び立入検査（第九条）

別表第四栗原地域事務所に置かれる畜産振興部長の専決事項の項第五号を次のように改める。

五 養蜂振興法施行条例第八条の規定による転飼の届出の受理

別表第四地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項第一号中オをウとし、ホからナまでをヘからナまでとし、オの次に次のように加える。

ホ 行政庁等がする承認の申請（第八十七条の二、第八十七条の三）

別表第六保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号中「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、二を削り、ホをニとし、ヘからワまでをホからワまでとし、力を削り、ヨをワとし、タからラまでを力からナまでとし、同表保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項第七号ハを削り、同項第十号イ及びロを次のように改める。

イ 連絡調整、情報の提供その他必要な援助（第十一条）

ロ 実情の把握及び助言（第十一条）

別表第六保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項に次の一号を加える。

十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する次のこと。

イ 指定障害福祉サービス事業者からの変更の届出等の受理（第四十六条）

ロ 指定一般相談支援事業者からの変更の届出等の受理（第五十一条の二十五）

別表第六保健福祉事務所の地域事務所に置かれる地域保健福祉部長の専決事項の項に次の一号を加える。

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する次のこと。

イ 指定障害福祉サービス事業者からの変更の届出等の受理（第四十六条）

ロ 指定一般相談支援事業者からの変更の届出等の受理（第五十一条の二十五）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の項第五号を次のように改める。

五 母子保健法第二十一条の四の規定による養育医療の費用の自己負担額の徴収

別表第七保健所の地域保健福祉部長の項第七号を削り、第八号を第七号とし、同項第九号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、二をハとし、ハの次に次のように加え、同号を同項第八号とする。

二 返還命令（第八条）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の項第十号を第九号とし、同項第十一号中イを削り、同号ロ中「及び介護人の登録」を削り、同号中ロをイとし、ハをロとし、二をハとし、同号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

別表第九土木事務所の地域事務所の項第二十六号に次のように加える。

ヲ 緊急調査の実施及び終了（第二十六条）

ワ 土地の立入り等（第二十八条）

カ 土砂災害緊急情報の通知及び緊急調査に係る情報の提供等（第二十九条）

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一市町村課長の専決事項の項、同表保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項第一号、同表障害福祉課長の専決事項の項第一号、同表地方振興事務所の専決事項の項第二十八号及び第二十九号並びに同表家畜保健衛生所長の専決事項の項第四号及び第五号、別表第四畜産振興部長の専決事項の項第四号及び第五号並びに同表栗原地域事務所に置かれる畜産振興部長の専決事項の項第四号及び第五号、別表第六保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項第七号及び第十号並びに別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第九号及び第十一号イの改正規定は、平成二十五年三月二十九日から施行する。